

理容師養成施設及び美容師養成施設の適正な運営の確保 に関する検討会

1 目的

理容師及び美容師の資質向上等の観点から養成課程の見直しが行なわれ概ね10年が経過したことから、理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「養成施設」という。）の適正な運営を確保すべき喫緊の課題について、基本的な論点と対応の方向性を整理する必要がある。

このため、厚生労働省健康局生活衛生課長の私的検討会を設置し、必要な検討を進めるものである。

2 検討事項

- (1) 適正な実務教育の実施方策について
- (2) 行政による指導監督体制の見直しについて
- (3) その他養成施設の適正な運営の確保に関連する事項について

3 組織等

(1) 検討会

検討会は、上記検討事項に関連する学識経験者及び関係者等のうちから、健康局生活衛生課長が委嘱する者をもって構成する。

(2) その他

- ① 検討会は必要に応じて、検討員以外の学識経験者、事業者等の出席を求めることができる。
- ② 会議の庶務は、生活衛生課が行う。